

秋田県告示第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、雄物川地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 2 縦覧期間 平成29年11月8日（水）から同年12月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 閲覧場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県農林水産部森林整備課
秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局農林部森づくり推進課
大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局農林部森づくり推進課
横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局農林部森づくり推進課
湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局農林部森づくり推進課

秋田県告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、子吉川地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月7日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
雄物川森林計画区 子吉川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案
- 2 縦覧期間 平成29年11月8日（水）から同年12月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 閲覧場所 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県農林水産部森林整備課
由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局農林部森づくり推進課